

3. とともに育ち・学ぶ

施策の方向性

- 市町による乳幼児期から学齢期、入学や進学等により支援が途切れないようライフステージに応じた切れ目ない支援体制の充実を促進します。
- 障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けることができるよう教育環境や相談支援体制の充実に努めます。
- 障害のある子ども一人ひとりの障害特性と教育的ニーズを把握して、その持てる力を引き出し高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。
- 障害の有無にかかわらずともに学ぶことができる「インクルーシブ教育」を推進します。
- 発達障害や重症心身障害、医療的ケア等が必要な児童への支援を充実させるため、市町の体制整備への支援と専門的な支援人材の養成を図ります。

(1) 健やかな育ちのために

① 地域における発達支援体制の強化

(ア) 母子保健サービス等の充実

- ・ 出生前後における医療機関からのハイリスク連絡や、新生児訪問、未熟児訪問指導、乳幼児健康診査等の母子保健活動から早期介入・早期支援に結びつけます。
- ・ 新生児期に先天性代謝異常等の検査を実施し、障害等の症状を来す疾患を早期に発見し、早期の治療を推進します。
- ・ 障害の早期発見、早期治療の推進のため、市町で実施している乳幼児健診や母子保健活動を支援し、保健所、県立小児保健医療センターとともに、関係者が連携した総合的な健診体制の充実を図ります。

(イ) 保健医療従事者の資質向上

- ・ 周産期医療や母子保健に従事する保健医療関係者への資質向上を図るため、専門研修の充実を図ります。

(ウ) 家族への支援の充実

- ・ 家族支援を通じた家庭における支援力の向上および孤立防止のため、市町における家族支援事業の推進を図ります。
- ・ 発達障害児者およびその家族等に対する支援においてはペアレントメンターの活動支援等の充実を図ります。

(エ) 早期発見、早期支援の推進

- ・ 巡回支援専門員派遣事業の実施や児童発達支援センターの設置により、障害等をできるだけ早期に発見し適切な支援につなげる取組の推進に努めます。
- ・ 自閉症、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等の発達障害について、早期把握・早期療育支援が行えるよう、関係者の資質の向上に努めます。
- ・ 発達障害については、乳幼児期の早期発見・早期支援のためのアセスメントツールの活用支援や環境整備など、市町における取組を支援します。
- ・ 身近な生活の場において効果的に早期療育が受けられるよう、市町児童発達支援事業所等に対して、理学療法士、作業療法士等の専門職員の配置について支援を行います。
- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査体制を整備します。

(オ) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター等の設置

- ・ 各市町または各福祉圏域において重層的な支援体制を整備するため、児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能の充実を図ります。

(カ) 障害のある子どもが利用する事業所等における発達支援の質の向上

- ・ 小児保健医療センター療育部を中心に、研修の実施や専門職員の派遣等を行うことにより、地域の児童発達支援事業所等における専門性の向上への支援を図ります。
- ・ 障害のある子どもにとって身近に通える場である地域の放課後児童クラブについて、障害児支援の充実を図るとともに、放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所での支援の質を確保するため、資質向上のための研修の実施や事業所指導の強化など、支援の質の向上に向けた体制整備を図ります。
- ・ 障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。
- ・ 児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業者等の障害児通所支援事業者に対し、各事業のガイドラインの遵守やサービス自己評価の情報公表により、支援の質の向上を図ります。

(キ) 障害のある子どもの保育の推進

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、障害のある子ども一人ひとりの年齢や障害の状態、障害特性に応じたきめ細やかな教育・保育の実施を推進します。
- ・ 保育所等を利用する障害のある子どもが保育所等における集団生活に適應できるよう、保育所等訪問支援の実施を促進します。

- ・ 保育所等において医療的ケア児を受け入れるため看護師等を配置するなどの体制整備を行う市町を支援し、地域生活支援の向上を図ります。
- ・ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受入れを促進するため、障害児受入推進事業等を実施し、障害のある子どもの放課後の生活の充実を図ります。

＜成果目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）＞

項 目	令和元年度実績	令和5年度目標	備考
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	5圏域において 11 か所の整備済	児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能について各市町または各福祉圏域に1カ所以上整備	
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	5圏域において 18 か所の整備済	全市町で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	

＜活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）＞

項 目	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込	備 考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	35 名	35 名	35 名	新規項目
ペアレントメンターの人数	50 名	50 名	50 名	新規項目
ピアサポートの活動への参加人数	50 名	50 名	50 名	新規項目

② 重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化

（ア）サービス提供体制の整備促進【重点的取組】

- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう、市町や福祉圏域ごとに重症心身障害児等に対応できる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備の促進に向けた支援に努めます。
- ・ 滋賀県障害者自立支援協議会（医療的ケア児者に関する協議会）等において、重症心身障害児者・医療的ケア児者への支援に関する関係機関との連携の強化や支援体制の整備を検討し、支援の充実に努めます。

（イ）市町等における関係機関の協議の場の設置およびコーディネート機能の確保【重点的取組】

- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各市町または各福祉圏域に協議の場の設置を促進します。
- ・ 医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる相談支援体制を整備するために必要な人材を養成するための研修（医療的ケア児等コーディネーター養成研修）を実施します。

（再掲）

- 各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター養成研修を修了した者を中心とした、医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる相談支援体制の整備を図ります。(再掲)

(ウ) 小児保健医療センターによる総合療育の提供

- 小児保健医療センター療育部において、専門的な支援が必要な重症心身障害児や医療的ケア児に対して、福祉・保健・医療が連携した総合療育を提供します。

(エ) 地域自立支援協議会等を活用した連携の推進

- 保健所などが必要な支援を行うことにより、地域自立支援協議会等において、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等の支援機関と、診療所や訪問看護事業者等の医療機関との連携の強化を進めます。

(オ) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

- 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、各市町や各福祉圏域に設置を目指している児童発達支援センター等と県立聾話学校や小児保健を担当する医療機関等との連携を促進し、難聴児支援のための体制確保に向けた取組を推進します。

＜成果目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）＞

項 目	令和元年度実績	令和5年度目標	備考
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	5圏域において18か所の整備済	各市町または各圏域に少なくとも1カ所以上確保	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	11市町において設置済み	各市町または各福祉圏域に少なくとも一つ設置	再掲
医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる体制の整備	—	各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備	再掲
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	—	児童発達支援センター等と県立聾話学校や医療機関等との連携を促進し、体制確保に向けた取組を進める	新規項目

③ ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化

(ア) チーム支援体制の充実

- 乳幼児期から学齢期、入学や進学、卒業などにより支援が途切れないう、滋賀県障害者自

立支援協議会などの場を活用し、相談支援事業所を中心とした保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者によるチーム支援体制の充実を図ります。

(イ) 福祉等関係機関と教育機関との連携【重点的取組】

- ・ ライフステージを移行する際の支援情報の円滑な引き継ぎを行うため、個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備に取り組むとともに、福祉等の関係機関との情報交換を行うことで、教育と関係機関がライフステージを見通した支援の連携を図ります。(再掲)
- ・ 学校内外での活動に対して一貫した支援ができるよう、放課後等デイサービス事業所と特別支援学校など、教育機関との情報共有、連携を図ります。

(ウ) 学齢後期から成人期における発達障害のある生徒・学生への支援の充実

- ・ 発達障害のある生徒や学生に対して、キャリア支援コーディネーターが高校や大学等を巡回するなど、在学中から福祉等の関係機関と協働して支援に取り組むことにより、卒業後の就労や地域生活について切れ目ない支援の強化を図ります。

④ 障害児入所施設における家庭に近い暮らしと地域生活への移行支援の提供

(ア) 児童の状況に合わせた専門的ケアの提供

- ・ 近江学園と信楽学園の入所施設機能を活用し、地域支援では対応が難しい障害のある児童や虐待を受けている障害のある児童などに対して、それぞれの児童の特性にあわせた入所支援を行うとともに、市町などの関係機関と連携し、地域の障害児への支援にも努めます。
- ・ 虐待を受けて家庭での生活ができない障害児を保護し、入所での支援を行う近江学園や信楽学園といった障害児入所施設について、より家庭に近い暮らしの場を提供するための小規模グループケアの推進や、児童の心の傷を癒して回復させるための専門的なケアなどの機能の充実を図ります

(イ) 地域移行に向けた取組の充実

- ・ 児童相談所、市町、相談支援事業者、学校等の関係機関との連携により、可能な限り早期にそれぞれの児童の状況に応じた地域生活への移行等に努めます。
- ・ 近江学園では、主に学齢期障害児に対して生活面を中心に支援を行い、家庭生活への復帰等に取り組めます。
- ・ 信楽学園では、主に高等学校年齢障害児に対して就労に向けた支援を行い、地域生活への移行等に取り組めます。

(ウ) 施設設備の機能充実

- ・ 施設で生活する児童が快適な生活と適切な支援を受けられる施設環境を整えます。
- ・ 近江学園については、建物の老朽化に対応するとともに、専門的なケアや地域生活への移行等、入所施設に求められている機能を充実させるため、建替に向けた検討を進めます。

(2) 豊かな学びのために～インクルーシブ教育の推進～

※ 以下は滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）からの抜粋に一部修正および追記したもの

① 切れ目のない指導・支援

(ア) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用【重点的取組】

- ・ 障害のある子どもの教育的ニーズに応じて、就学前から高等学校段階まで切れ目のない指導・支援を行うため、学校園間の円滑な引継ぎを進めます。
- ・ 小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成と利活用を一層進めます。
- ・ ライフステージを移行する際の支援情報の円滑な引き継ぎを行うため、個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備に取り組むとともに、関係機関との情報交換を行うことで、教育と関係機関がライフステージを見通した支援の連携を図ります。（再掲）

≪数値目標（障害者計画）≫

指 標		令和元年度 実績	令和3年度 目標	令和4年度 目標	令和5年度 目標	備考
「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小	97.1%	100%	100%	100%	第3期滋賀県 教育振興基本 計画
	中	97.1%	100%	100%	100%	
	高	91.2%	96%	98%	100%	
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	小	87.5%	92%	96%	100%	第3期滋賀県 教育振興基本 計画
	中	84.5%	92%	96%	100%	
	高	79.1%	92%	96%	100%	

② 社会的・職業的自立の実現

(ア) 小中高の一貫したキャリア教育の実施

- ・ 小・中・高等学校および特別支援学校のそれぞれにおいて、障害のある児童生徒の日常的な社会生活能力の向上を図るための指導を充実させ、卒業後の社会的・職業的自立を見据えたキャリア教育の充実を図ります。
- ・ また、特別支援学校への進学にあたっては、高等部卒業後の自分の姿をイメージするなど目的を持った進学となるよう、中学校・中学部段階からの進路指導の充実を図ります。

(イ) 小学校におけるキャリア教育の充実

- ・ 児童が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めていけるよう、体験や経験による学習を中心に成功体験を積み重ね、興味関心を広げていくことのできる教育を行います。また、中学校や高等学校、また特別支援学校などの将来の進路を見据えたキャリア教育の充実を図ります。

(ウ) 中学校におけるキャリア教育の充実

- ・ 生徒が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めながら、将来の自立に向けた進路が選択できるよう、高等学校や特別支援学校高等部、また、障害児入所施設などの進路先の把握に努めるとともに、生徒の障害状況も踏まえた生徒・保護者への適切な情報提供を行います。

(エ) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実

- ハローワークや働き・暮らし応援センター等の関係機関のみならず、経済団体等との連携を密にして、多様な就労先の開拓に努めるとともに、客観的な情報に基づいて、生徒の実態に応じた就労や上級学校への進学をめざします。
- ・ 障害のある生徒の居住地域の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図ります。
- ・ 障害のある生徒の自立と社会参加に向け、キャリア教育・職業教育を推進し、福祉・労働等の関係機関と連携した就労支援を促進します。

(オ) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実

- 障害の実態に応じた就労が可能となるよう、経済団体や関係機関との連携を密にして、職業教育の充実・改善を図るとともに、客観的な情報に基づいて、生徒のニーズに応じた就労や

上級学校への進学をめざします。また、障害の重い生徒に対しては、福祉・医療等との連携のもと、一人ひとりの生活の質を高めていくことができるよう、その指導の充実を図ります。

- ・ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討します。
- ・ 多様な人々との交流によりキャリア教育をより効果的に進めるため、進学ニーズの高い高等養護学校の学級定員等そのあり方について研究・検討します。
- ・ 学校の特色や在籍者数の推移などの現状を踏まえながら、通学区域のあり方について研究します。また、将来の通勤等を視野に入れ、単独通学できる生徒の育成に向けた手立てを検討します。
- ・ 生徒の就労意欲と基礎的な技能を高めるため、職業人育成プログラムの活用による企業の知見を生かした授業改善を進め、職業教育の充実を図ります。
- ・ 就労先の開拓を促進し、企業向けの学校見学会や合同面接会等を開催するなどして、企業と生徒とのマッチングを促進するとともに、関係機関との連携を図り、就職率の向上と職場への定着を図ります。
- ・ 生徒の就労意欲を高め、働くことに必要な専門的な技能や実践力を身に付けることができるようにするため、企業等の知見を生かしながら授業の改善を図り、「しがしごと検定」や企業等での就業体験の充実を図ります。
- ・ 障害のある生徒への理解と実習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、企業や経済団体と共に支援の仕組みを研究・検討します。
- ・ 障害のある生徒の居住地域の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図ります。

③ 障害のある子どもの学びの場における指導の充実

(ア) 各学びの場における共通事項

- ・ 障害のある子どもの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を充実させます。

(イ) 幼稚園・保育所・認定こども園等

- ・ 成長の土台となる力を育てるため、幼児一人ひとりの障害の状態等に応じた指導が行われるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等への支援や情報提供の充実を図ります。

(ウ) 小学校・義務教育学校（前期課程）

- ・ 体験による主体的な学びとわかりやすい授業づくりをめざした教材等の開発と活用を進めるとともに、特別支援学級や通級指導教室の教育課程の充実を図ります。

(エ) 中学校・義務教育学校（後期課程）

- ・ 授業や学級活動・学校行事等を通して、充実感や成功体験を味わわせ、人間関係能力の育成をめざした指導の充実を図るとともに、特別支援学級や通級指導教室の教育課程の充実を図ります。

(オ) 高等学校

- ・ 授業やホームルーム活動・学校行事等を通して、充実感や成功体験を味わわせ、人間関係能力の育成を図りつつ、障害の状態や進学や就職といった進路希望に応じた指導を充実します。また、そのために関係機関や進路先と十分な連携を図ります。

(カ) 特別支援学校

- ・ 障害の種別や程度に応じた専門的指導を受け、自立と社会参加に向けて自己の持つ力を最大限に高めます。
- ・ 保健・福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図ります。

④ 教員の指導力や専門性の向上

(ア) 管理職のマネジメント力の強化と教職員対象研修の実施

- ・ 学校の組織体制整備のために管理職のマネジメント力の強化を図るとともに、全ての教職員の障害理解を深め、合理的配慮の提供等を含めた実践力の向上を図ります。

(イ) 指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進

- ・ 専門家の活用や学校間の連携を通して、全ての学校園における特別支援教育に係る教員の指導力や専門性の向上を図り、障害のある子どもが地域で学ぶことのできる環境づくりを進めます。
- ・ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進め、これら計画に基づいた効果的な指導・支援が実施できるよう、専門家の活用を図るとともに組織体制の強化を図ります。

(ウ) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上

- ・ 障害のある子どもの教育的ニーズに応じた指導の充実のため、特別支援学校教員および特別支援学級担任、通級指導教室等の担当教員の専門性の向上を図ります。
- ・ 大学等への研修派遣の充実により、特別支援教育に関する専門的指導や助言ができる人材の育成を図ります。
- ・ 全ての特別支援学校教員について、特別支援学校教諭免許状の取得をめざすとともに、特別支援学級担任・通級指導教室担当教員についても可能な限りにおいて特別支援学校教諭免許状の取得を進めます。
- ・ 個々のニーズに応じた合理的配慮が適切にできる特別支援学級担任、通級指導教室担当教員の育成を図ります。

(エ) 専門性向上に係る研修・研究の充実

- ・ 全ての子どもにわかりやすい授業づくりを進めるとともに、子どもの障害に応じた教材の開発・研究を進め、教員の指導技術の向上を図ります。
- ・ 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を充実させるため、教員の特別支援教育に関する研修を進めます。

⑤ 教育環境の充実

(ア) 共に学ぶための新たな仕組みづくり

- ・ 合理的配慮の提供に係るモデル事業の実施およびその成果の普及により、県内の取組を促進させます。
- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶための仕組みづくりを進めるため、合理的配慮の提供を行うとともに、「副次的な学籍」制度の導入、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びの場について研究・検討を進めます。

(イ) 小中学校、義務教育学校における充実

- ・ 障害のある児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、支援員を配置する市町に対し支援します。
- ・ 医療的ケアの必要な児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、看護師を配置する市町に対し、国との連携のもと支援します。
- ・ 通級指導教室の計画的な配置とその充実および専門性の向上に努めます。
- ・ 専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実によって、小中学校における教員の指導力の向上を図ります。

(ウ) 高等学校における充実

- 県立高等学校に特別な支援を必要とする生徒への支援員を配置し、障害のある生徒への支援の充実を図ります。
- ・ 障害のある生徒が県立高等学校入学者選抜を受検する際の配慮事項等の拡大・充実により環境整備を進めます。
- ・ 今後の国の動向を踏まえつつ、通級による指導のあり方についての研究・検討を進めます。

(エ) 特別支援学校における充実

- 中・長期的な展望に立ち、県内各地域における特別な支援を必要とする児童生徒の動向等を丁寧に把握し、様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進めます。
- ・ 児童生徒等の障害の重度・重複化を踏まえた複数の障害種に対応した特別支援学校のあり方、行政区、学校の特色や在籍者数の推移などの現状を踏まえながら、通学区等について研究を進めます。
- ・ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討します。(再掲)
- ・ 障害の状況に応じた指導を充実させるため、専門人材（看護師や理学療法士、ソーシャルワーカー等）の活用を促進します。
- ・ 県立特別支援学校が多様な学びの場における特別支援教育の推進・充実に役立てるセンターとなるよう、その専門性を高め、関係機関との連携を推進しながらセンター的機能を発揮します。

⑥ 教育における連携（役割分担）の推進

(ア) 県と市町との連携

- 県と市町との連携・協働のもと、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めます。
- ・ 県と市町とが連携して、全ての教員の特別支援教育における指導力の向上に努めるとともに、全ての学校における推進体制を強化します。
- ・ 県は、市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、県が行うべき役割と市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実を進めます。
- ・ 市町においては、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ地域で共に学び、共に生き

る力を身に付けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりを推進するとともに、地域住民への理解と啓発を進めます。

(イ) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携

- 啓発活動や交流事業を通じて、障害や特別支援教育に対する理解を深め、学校と家庭や地域、関係機関、経済団体等とが密接に連携します。また、地域人材の活用を進め、学校の教育力の強化を図るとともに、障害のある子が地域で積極的に活動し、その一員として豊かに生活できるよう地域社会全体で支えていきます。
- ・ 障害のある子どもについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めます。
- ・ 学校とPTAとの連携・協力のもと、日常的な生活場面における子どもの自信と見通しを育て、自律性が身に付くよう、家庭の教育力の向上を図ります。
- ・ 学校と地域の連携・協働体制づくりの充実により、ボランティアや地域人材等の活用を図るとともに、地域の協力を得て、障害者への理解と支援を推進します。
- ・ 保健・医療の関係機関と連携して、障害の重い子どもに対する学校生活の充実に向けた適切な支援を図ります。
- 発達支援センター等の福祉関係機関との連携のもと、障害のある子どもの学習環境の整備を進めます。
- ハローワークや働き・暮らし応援センター等の労働関係機関等との連携のもと、卒業後を見据えた社会参加と職業的自立を進めます。

⑦ 適切な就学相談の推進

(ア) 就学先の選択と相談

- ・ 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、必要な支援を行います。
- ・ 就学先の選択に関して、望ましい就学相談システムを構築するとともに、就学相談関係者の専門性の向上を図り、必要な相談・助言を進めます。

(イ) 総合教育センターの相談支援機能の推進

- 障害のある子どものための特別支援教育相談の充実を図ります。
- ・ 困難ケースへの適切な対応を図るため、関係機関との連携や、医師、臨床心理士等の専門

家を活用した相談・支援機能の充実を図ります。

- ・ 相談対象を本人、保護者、教職員等として、発達障害等の子どもの適切な支援につながるよう機能の充実を図ります。

⑧ 学校や地域における交流や学習の推進

(ア) 交流及び共同学習の推進による理解促進

- ・ 障害のある児童生徒とない子どもの交流及び共同学習を推進することにより、同じ社会に生きる人間として、お互いを理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶとともに、障害のある子どもが自立し、社会参加する資質を養うなど、特別支援教育の理解促進に努めます。

(イ) 学校における学習機会の設定

- ・ 性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合う共生社会の実現に向けて、身近な生活での気づきを促し、社会における人権課題の解決につながるよう、最新の社会状況も踏まえた研修会や啓発活動などを通して人権意識の向上を図ります。
- ・ 各小中学校・義務教育学校において、児童生徒や保護者を対象とした障害者理解に関する講話や体験学習等を行い、障害者理解の促進が図られるよう各校に必要な情報を提供するなど支援に努めます。

(ウ) 子どもの体験活動の機会と場の充実

- ・ 放課後子ども教室や通学合宿など、地域における自然体験や生活体験などのさまざまな体験活動の充実を図る中で、障害のある子どもも十分活動ができるプログラムが創意工夫されるよう、市町の各主催者に対して指導助言します。

(エ) 小中学生の福祉意識の醸成

- ・ 小・中学校、義務教育学校において、児童生徒の福祉への関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成に努めます。

(3) 教育と福祉の一層の連携等の推進のために

① 教育と福祉の連携推進

(ア) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置

【重点的取組】

- ・ 地域における障害のある子どもの支援を充実するために、滋賀県障害者自立支援協議会等の機能を活用し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための機会の促進を図ります。

(イ) 学校の教職員等への障害のある子どもに係る福祉制度の周知について

- ・ 放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子どもに係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の教員等へ説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ります。

(ウ) 学校と障害児通所支援事業所等の連携の強化について

- ・ 学校と放課後等デイサービス事業所の円滑なコミュニケーションによる連携が図られる仕組みの構築を促進します。

(エ) 児童生徒の健全育成に係る連携について

- ・ 不登校の児童生徒の中には、ひきこもりとなるケースや背景に発達障害があるケースもあることから、ひきこもりの防止策として、また、発達支援上の切れ目のない支援として、学校と地域支援機関の連携による支援の取組を更に進め、県と市町、福祉と教育の間の情報共有等の仕組みを整えます。

② 保護者支援の推進

(ア) 保護者支援のための相談窓口

- ・ 保護者が子どものどのようなライフステージにおいても必要に応じて相談できる窓口が分かりやすく周知されるように取り組みます。

(イ) 保護者支援のための情報提供推進

- ・ 福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口等について、保護者への情報提供に取り組みます。

(ウ) 保護者同士の交流の場の促進

- ・ 家族支援を通じた家庭における支援力の向上および孤立防止のため、市町における家族支援

事業の推進を図ります。(再掲)

- ・ 発達障害児支援においてはペアレントメンターの活動支援等の充実を図ります。(再掲)

(エ) 専門家による保護者への相談支援

- ・ 障害のある子どもが通所支援事業等を利用する場合に保護者等の相談に応じる相談支援専門員について、障害児支援の専門性を確保するための知識や経験等を積むことができる相談支援従事者専門コース別研修を実施します。

4. ともに働く



施策の方向性

- 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進を図ります。
- 中小企業を含めた企業での一般就労に向けた支援体制整備や福祉的就労の場を確保することによる、障害のある人が経済的基盤を獲得することや、生きがいのある豊かな社会生活を営むことを支援します。
- 就業の促進と職場定着のため、教育・福祉・医療・労働の各機関と企業の連携強化を図ります。
- 就労に向けた訓練・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実を図ります。

(1) 企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために

① 障害理解の促進と差別の解消

(ア) 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進

- ・ 企業において障害のある人の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害者雇用の促進のための周知、啓発に努めます。
- ・ 就労体験の場や企業での雇用体験の機会等を通じ、障害のある人が企業で働くことについて、意識の醸成を図ります。
- ・ 障害者雇用優良事業所や優秀勤労障害者等の知事表彰を行い、その努力と功績を称え、これを広く周知することにより、社会における障害者雇用の理解を広めます。

(イ) 雇用分野における障害者差別の解消についての啓発

- ・ 障害者雇用促進法の中で定められている、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供義務等の内容について企業に周知・啓発することにより、企業における障害のある人の安定的な雇用の促進を図ります。

② 雇用の場の確保および拡大

(ア) 雇用の場の確保【重点的取組】

- ・ 働き・暮らし応援センターを中心とした一般企業における職場開拓を継続して実施します。
- ・ また、社会就労事業振興センター等により就労継続支援事業者等による職場開拓を支援します。
- ・ 県においては、身体障害、知的障害または精神障害のある人を対象とした県職員採用試験等

を実施しており、今後も公的機関としての責務から、障害のある人の雇用に努めます。

(イ) 障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大

- ・ 障害のある人が、その特性を生かして働くことができる場として期待される分野での雇用を拡大していくため、職場環境の整備に対する支援や雇用に向けた調整、情報提供など、障害のある人が安心して働き続けられる多様な場の開拓を一層促進します。
- ・ 障害のある人の就労促進と農業分野での労働力の確保を図るため、農作業受委託による農業者と福祉事業所とのマッチングをサポートすることや、就労や体験の場を確保することなどにより、農業法人や農業分野における障害者等と地域社会の繋がりやの基盤づくりに努めます。

(ウ) 多様な分野における体験・実習・訓練の場の開拓および確保

- ・ 就労体験や企業における雇用体験の場を提供し、一般就労へのきっかけをつくるとともに、企業等の障害者雇用に対する理解を深めることにより、障害のある人の一般就労を促進します。
- ・ 介護等の場や農業分野をはじめとした多様な分野での訓練や就労が促進されるよう、関係機関と連携し、新たな分野における職域の開拓や就労先の確保を一層進めます。
- ・ 県立高等技術専門校において障害の特性に応じた職業訓練を実施するほか、企業や民間教育訓練機関等を活用し、障害のある人の身近な地域において、一人ひとりの態様に応じた多様な委託訓練を実施します。
- ・ 一般就労に向け、障害者の就労意欲や職業能力の向上を図るための訓練や実習の機会を確保します。

＜成果目標（障害者計画）＞

項 目	令和元年度 実績	令和3年度 目標	令和4年度 目標	令和5年度 目標	備考
農業と福祉との連携による新たな取組件数	20 件	25 件	30 件	35 件	滋賀県基本構 想実施計画

③ 就労移行支援と職場定着支援の充実

(ア) 就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上【重点的取組】

- ・ 就労アセスメントに関する研修等を実施することにより、就労支援に関わる障害福祉サービス事業所職員の意識および基礎的な支援技術の取得を推進します。

- ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修の受講を促進し、地域において就労支援を担う人材の専門性を高める取組を推進します。

（イ）段階的な就労移行支援システム

- ・ 自立訓練と就労移行支援、就労継続支援など複数のサービスを組み合わせ、段階的に就労に向けた訓練を行うシステムなど、地域での主体的な取組との連携を図ります。

（ウ）福祉施設利用者などの一般就労への移行促進

- ・ 支援事例を収集し、効果的な支援方法等の検証を行うことにより、就労移行促進に関する研修等の充実や地域における事業所間のつながりの強化を図ります。

（エ）就労が定着するための支援【重点的取組】

- ・ 福祉施設等からの就労移行後の就業が継続するよう、生活面の支援等を一定期間行う就労定着支援事業の普及に努めます。
- ・ 障害のある人が働き続けられるよう、ジョブコーチやリワーク支援、就業する際などに利用できる各種助成金制度等について、積極的な周知に努めます。
- ・ 職場への定着状況等に関する調査を実施するとともに、関係機関において効果的な定着支援の実施に関する検討を行います。

（オ）企業と障害福祉サービス事業者をつなげる支援

- ・ 滋賀県社会就労事業振興センターと連携し、企業、障害福祉サービス事業所への共同受注等についての情報提供を行うとともに、就労支援についての研修を実施することにより、企業と障害福祉サービス事業所とのつながりを広げ、障害のある人の就労を促進します。

《数値目標（障害者計画）》

指 標	令和元年度実績	令和8年度目標	備考
県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数	7,619 人	10,000 人	—
働き・暮らし応援センターで支援する在職者数	3,102 人	4,300 人	—
法定雇用率達成企業割合	55.7%	70%	—

《成果目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》

項 目	令和元年度実績	令和5年度目標	備 考
就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）からの一般就労移行者数	169 人	215 人	
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	79 人	103 人	
就労継続支援 A 型からの一般就労移行者数	26 人	33 人	
就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数	51 人	63 人	
福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合	—	70%	新規項目
就労定着支援事業所ごとの就労定着率	64.3%	就労移行率 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする	新規項目

《活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》

項 目	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込	備 考
就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	178 人	189 人	199 人	R 元年度実績： 156 人
障害者に対する職業訓練の受講者数	95 人	100 人	105 人	R 元年度実績： 3 人
福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	277 人	294 人	310 人	R 元年度実績： 244 人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	103 人	109 人	115 人	R 元年度実績： 119 人 ※就労定着支援等の利用を希望しない者など等を想定
公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	68 人	69 人	70 人	R 元年度実績： 66 人

（２）福祉的就労の場における支援の充実のために

① 就労移行支援、就労継続支援等を行う施設の整備促進

（ア）就労移行支援、就労継続支援事業所の確保

- 一般就労に向けた訓練の場であり、また一般企業での就労が困難な障害のある人が働く場である、就労移行支援、就労継続支援等の必要量を把握し、地域ニーズに対応できるよう整備と円滑な運営を支援します。

（イ）重度障害者の就労継続支援 A 型事業所での受け入れ促進

- 重度の障害のある人が、最低賃金の保障など、一般就労と同じ労働条件の中で就労を行うことができるよう、就労継続支援 A 型事業所での重度の障害のある人の受け入れを支援します。

② 就労収入の向上

(ア) 就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得の支援【重点的取組】

- ・ 就労支援事業所や地域活動支援センターで働く障害のある人の就労収入の向上を図るため、事業所職員の経営や指導訓練にかかるスキルの向上を図ります。
- ・ 農作業に取り組む就労支援事業所に、技術的な助言を行うアドバイザーを派遣し、就労収入の向上を図ります。
- ・ 事業所製品等の販路および職域の拡大、業務の受注能力の向上、テレワーク等の ICT の活用による在宅就労への支援等、「仕事おこし」の取組を支援します。

(イ) 障害福祉就労施設等への発注促進【重点的取組】

- ・ 障害のある人の雇用の促進と就労支援事業所で働く障害のある人の就労収入の向上が図れるよう、「滋賀県による障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針」に基づき、県のすべての機関における障害福祉就労施設等への発注を促進します。
- ・ 「滋賀県ナイスハート物品購入制度」による障害者雇用促進事業者に対する優先的取扱いや、競争入札参加者資格の審査項目または総合評価一般競争入札もしくはプロポーザルにおける落札者決定基準等において、障害者雇用にかかる評価を付加することにより、公共調達における障害者の就業を促進するための取組を進めます。
- ・ 官公庁だけでなく、福祉施設への優先調達が民間の事業者へも広がるよう、企業等から福祉施設への発注に関する取組を支援します。

《数値目標（障害者計画）》

指 標	令和元年度 実績	令和5年度 目標	備考
平均正賃の月額が 30,000 円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合	12.8%	30%	重点的取組

③ 多様な働き場の確保

(ア) 社会的事業所の運営支援

- ・ 作業は行えるものの、対人関係や健康状態等の理由により一般企業での就労ができない障害のある人に対して雇用の場を提供する社会的事業所について、多様な働き場の確保する観点からその運営を支援します。

(3) 障害特性に応じた就労支援のために

① 知的障害のある人の就労支援

(ア) 介護や保育の場における雇用の促進

- ・ 知的障害のある人が、その特性を生かして働くことができる場として期待されている介護や保育の場における雇用を促進していくため、介護等の場で就労を希望する知的障害のある人を対象とした資格認定研修の実施、介護事業所等における環境整備に対する支援、雇用に向けた調整や情報提供等を行い、知的障害のある人の活躍の場と雇用の拡大に努めます。

② 発達障害のある人に対する就労支援

(ア) 関係機関の連携による総合的支援

- ・ 働き・暮らし応援センターや発達障害者支援センターなど関係機関が連携しながら発達障害のある人に対する就労に向けた総合的な支援を行います。
- ・ 就労へのスムーズな移行のため、高校・大学等の発達障害者支援担当者と地域の就労を含む支援担当者との連携の場を設定するなど、支援に必要な情報の共有を図ります。

(イ) 発達障害の特性理解の周知

- ・ 滋賀労働局が実施している企業の職員等を対象とした、精神障害、発達障害の特性理解や職場における工夫を学ぶ研修について、福祉事業所に情報提供や情報共有をすることにより、精神障害、発達障害のある人の職場定着を図ります。

③ 精神障害のある人への就労支援

(ア) 就労継続のための力の向上とマッチング

- ・ 滋賀県社会就労事業振興センターと連携し、精神障害のある人が、体調をコントロールしながら就労を継続できる力や技能を高める場づくりを行うとともに、精神障害者を雇用する事業者への障害の理解や業務における支援方法等研修の実施による環境整備を支援し、雇用等のマッチングを一体的に実施します。

④ 高次脳機能障害のある人に対する就労支援

(ア) 就労に向けた訓練の提供

- ・ 滋賀県立むれやま荘において、専門機関や地域の関係機関と連携しながら、高次脳機能障害のある人の就労に向けた自立訓練や就労移行訓練を提供します。

(イ) 支援体制の充実

- ・ 福祉圏域において、高次脳機能障害支援センターや働き・暮らし応援センターなど各関係機関が連携しながら、高次脳機能障害のある人に対する就労支援を含めた支援体制の充実を図ります。

(ウ) コミュニケーションスキル向上の支援

- ・ 高次脳機能障害支援センターにおいて、支援機関との連携のもと、就労や定着に向けたソーシャルスキルトレーニングを実施するなど、コミュニケーションスキルの向上に向けた支援を行います。

⑤ 難病患者に対する就労支援

(ア) 関係機関との連携による支援

- ・ 滋賀県難病相談支援センターにおいて、定期的にハローワークの難病患者就職サポーターを配置するなど、関係機関と連携しながら難病患者の就労に向けた支援を行います。

(4) 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実のために

① 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

(ア) 地域における就労支援システムの充実【重点的取組】

- ・ 福祉圏域における働き・暮らし応援センターが、地域の障害者雇用・就労支援の拠点として、相談や支援、雇用・就労の開拓に係る業務を円滑に進められるよう、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ、企業や就労支援機関等との連携を図ることにより、地域における支援体制の充実を図ります。

(イ) 就労支援や雇用創出に向けたシステムづくり

- ・ 障害者就労支援施設等における経済活動の活性化、企業・労働・福祉・教育・医療等の関係機関・団体とのネットワークの構築などを目的に設立された特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センターを核として、働きたい障害のある人の就労支援や雇用創出に向けたシステムづくりを進めます。

② 部局や分野を超えた連携の推進

(ア) 滋賀県障害者雇用対策本部での連携

- ・ 障害のある人の雇用に関連する施策について、知事部局、企業庁、病院事業庁、警察本部、教育委員会等の関係所属はもとより、滋賀労働局とも連携しながら、それぞれの取組を総合的かつ効果的に実施することで、障害者雇用の一層の推進を図ります。

(イ) 滋賀県障害者自立支援協議会における教育・福祉・労働の連携

- ・ 教育・福祉・労働が連携し、職業教育や就労支援、進路の確保などを効果的に実施できるよう、滋賀県障害者自立支援協議会において情報交換や協議の場を設けます。

③ 働く障害者の健康管理

(ア) 二次障害の予防促進

- ・ 就労支援事業所で活動される人に対し、県立リハビリテーションセンターが、二次障害を予防し長くその作業に従事できるように、また企業就労を目指す障害のある人には、働き・くらし応援センターと連携し、障害特性に応じた環境の整備等のアドバイスを行うなど、就労の継続や定着に向けた取り組みを進めます。
- ・ また、健康管理について身近な機関で相談ができ、必要な支援が受けられるよう中核的リハビリテーション人材の活用について検討を進めます。

5. とともに活動する

施策の方向性

- (障害者) スポーツを気軽に体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境整備等を図ります。
- 文化芸術施設(劇場、美術館、映画館)や図書館等のバリアフリー化、障害特性に応じた演劇の鑑賞や読書等のアクセシビリティの向上を図ります。
- 造形活動や表現活動を体験できる機会や活動を継続できる環境を確保するとともに、作品等を発表する機会の充実を図ります。
- 障害のある人の余暇活動の充実を図ります。
- 本人活動や地域における交流活動の支援を図るとともに、障害者支援における当事者性を高めるため、ピアサポート等の活発化を図ります。

(1) 文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために

① 障害のある人のスポーツの推進

(ア) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催へ向けた環境整備等

【重点的取組】

- ・ 令和7年に本県において開催する第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を契機として、障害のある人が主体的に大会に参加することや、障害の程度に関わらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を上げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。(再掲)

(イ) 障害者スポーツ推進体制の整備

- ・ 東京2020パラリンピックや令和7年全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、日常的に障害者スポーツの競技力向上に取り組む体制を整備するため、滋賀県障害者スポーツ協会を中心に、より一層競技団体との連携を図ります。
- ・ 東京2020パラリンピックや令和7年全国障害者スポーツ大会を見据え、障害者スポーツ団体、生涯スポーツ団体、学校、大学などと連携しながら、若い障害者がスポーツを始めるきっかけづくりや環境の整備などの取組を計画的に進めます。

(ウ) 参加機会の拡大

- ・ 県民の障害に対する意識についての実態を把握し、障害理解を進めながら、スポーツ団体、特に障害者スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員と連携し、障害のある人もない人も、一緒にスポーツに取り組める機会づくりを推進します。

- ・ 障害者スポーツ団体と連携し、学校体育や部活動において障害のある児童・生徒がスポーツの楽しさに気づき、日頃からスポーツに親しめるように取り組みます。
- ・ 障害のある人が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、障害者スポーツ関係団体等と連携し、気軽に参加できるイベントや大会等を開催します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ関係者やスポーツ推進委員など地域のスポーツ関係者、学校関係者、滋賀県障害者スポーツ協会や滋賀県立障害者福祉センター等が連携・協力のもと、小中学校の特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒がスポーツをする機会の充実や、障害のある人が身近な地域でスポーツに親しむ機会を増やす。

(エ) スポーツ施設のバリアフリー化促進（再掲）

- ・ 身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設での障害者用トイレの設置や、スロープ、エレベーター、点字ブロック等の整備に努めます。

(オ) スポーツ大会の実施・選手の発掘および育成

- ・ 障害者スポーツに取り組む人のすそ野を広げるため、県内障害者スポーツ大会等開催し、選手の発掘や育成を行うとともに、全国障害者スポーツ大会へ選手を派遣し、選手の活躍の場を広げます。
- ・ 全国大会出場選手の育成強化を図り、多様化・高度化する障害者スポーツの全国的な状況に対応できる個人・団体を育成します。

(カ) 競技性の高い障害者スポーツ大会の参加選手への支援

- ・ 国際的な大会および全国規模で行われる大会等に出場する選手および指導者を支援します。

《数値目標（障害者計画）》

指 導	令和元年度 実績	令和4年度 目標	備考
障害者スポーツ県大会の参加人数	708 人	1,000 人以上	第2期滋賀県スポーツ推進計画

② 障害のある人の文化芸術活動の推進

(ア) 芸術鑑賞等のアクセシビリティの充実（再掲）

- ・ 「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」（令和2年3月策定）の基本目標の実現に向け、障害のある人が障害のない人と同様に文化芸術を鑑賞できるように、アクセシビリティの充実を

図ります。また、障害のある人が制作した作品展覧会等へ容易に応募できるよう、誰もが理解しやすい要綱を作成するなどの合理的配慮を促進します。

(イ) 造形活動への参加促進と発表機会の充実【重点的取組】

- ・ 障害のある人による造形活動のすそ野を広げるため、県内の障害のある人の造形作品を公募し、展示する「ぴかつ to アート展」について、より多くの障害のある人が応募できるよう広報の充実を図り、作品発表の機会を提供します。また、障害のある人が作品公募展等へ容易に応募できるよう、誰もが理解しやすい要綱を作成するなどの合理的配慮を促進します。
- ・ 障害のある人と一般のアーティストの作品の並列展示など、障害のある人の可能性や魅力を伝える取組や県内障害福祉サービス事業所等における造形活動に対する支援を促進します。

(ウ) 造形活動を支える仕組みづくり

- ・ 障害のある人による造形活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、造形活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくりなど、障害のある人が安心して造形活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。
- ・ 障害のある人が、著作権等を保護され、安心して造形作品に取り組むことができる環境を整備するため、障害福祉サービス事業所の職員を対象に、著作権等の権利保護に関する理解を広げるための研修を実施するとともに、多くの職員が研修に参加できるように研修内容や募集方法の工夫に努めます。
- ・ 「著作権等保護のためのガイドライン」の周知や理解の促進を図り、障害福祉サービス事業所が造形活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を策定する取組を進めます。

(エ) 表現活動の場の拡大、発信

- ・ 障害のある人が、地域の中で誰でも気軽に参加できる音楽・身体表現ワークショップの県内各地での開催を支援し、自由な表現活動に参加する機会や音楽祭など成果発表の場を増やします。
- ・ 地域が主体となって障害のある人の表現活動を展開していけるように、障害のある人の表現活動を適切に指導・運営できる人材の育成を支援します。また、国内のみならず、海外でも高く評価されている舞台パフォーマンスなどの表現活動の取組を広く知ってもらうため、効果的な情報発信の方法を検討し、推進します。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて全国展開される文化プログラムへの参画を見据え、滋賀の魅力ある文化の一つとして、障害のある人の表現活動を広く県内外に発信する取組を検討します。

(オ) アール・ブリュットの振興

- ・ 滋賀を中心に数多く見出されてきたアール・ブリュットの魅力発信、アール・ブリュットを支える環境の底上げを図るための全国規模のネットワーク組織の運営などに取り組み、アール・ブリュットの振興に努めます。
- ・ 近代美術館において、アール・ブリュット作品の収蔵・展示を行います。

(カ) 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術活動による国際交流の推進

- ・ 平成 29 年にフランス・ナント市で開催された「障害者の文化芸術国際交流事業『2017 ジャパン×ナントプロジェクト』への参画、平成 30 年にアメリカ・ミシガン州で開催された展覧会への作品出品などを通じて、障害のある人の芸術作品の魅力を国内外に発信する取組や交流を進めています。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として行われる日本博プログラムなどを通じて文化芸術活動による国際交流を推進します。

《数値目標（障害者計画）》

指 標	令和元年度 実績	令和8年度 目標	備考
障害者アート公募展への応募者数	247 人	300 人	

③ 障害のある人の読書活動の推進

(ア) 読書におけるバリアフリーの推進【重点的取組】

- ・ 「読書バリアフリー法」に基づき、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な人の読書環境を整備するために、県計画を策定し、必要な取組を検討し実施します。

(イ) 障害がある人の図書館利用におけるサービス

- ・ 点字図書館や県立図書館において、図書館利用に障害のある人へのサービスとして、一般的な活字を読むことが困難な人に向けた資料の整備（録音図書・デージー図書・大活字本等）、資料の郵送貸出、ボランティアによる対面朗読、読書支援機器・館内利用補助用具の整備などを行います。

(ウ) 視覚障害のある人に対する情報提供支援（再掲）

- ・ 視覚障害のある人が日常生活に必要な情報を容易に入手することができるようにするため、点字・音声での広報や点字・メールでのニュースの提供を行うとともに、点字図書・音声図書の制作・貸出の拡充、点訳・音訳ボランティアの養成など情報提供体制の充実を図ります。
- ・ また、それぞれにあった方法で分かりやすく情報伝達ができるよう、音声コードの普及にも取り組みます。
- ・ 更に、「読書バリアフリー法」に基づき、県計画を策定し、読書環境の整備に努めます。

(2) 余暇活動や社会参加を豊かにするために

① 地域における余暇活動の機会の充実

- ・ 障害のある人によるスポーツやレクリエーション、旅行など、地域や団体が主体的に進める取組を支援することにより、地域における余暇活動の充実を図ります。
- ・ 障害者福祉センター、視覚障害者センター、聴覚障害者センターにおいて、文化教養教室などを開催し、一人ひとりの余暇生活の充実を図ります。

② 社会参加の促進

(ア) 障害者社会参加推進センターによる事業推進

- ・ 障害のある人の地域における自立生活と社会参加の推進に向け、当事者団体等による連携のもと、障害者理解を深めるための啓発活動や研修会など、障害のある人自らによる取組を推進します。

(イ) 地域における社会参加の促進

- ・ 精神障害のある人の社会参加の促進を図るため、各地域でのサロン事業や余暇活動支援、地域活動支援センターでの交流事業等を促進します。
- ・ 聴覚障害のある人に日常生活に必要な知識や生活技術などの学習・体験等の場を設けるとともに手話挿入・字幕入りビデオ等の制作、貸出、配信などを行い、聴覚障害のある人の自己実現や社会参加を促進します。
- ・ 視覚と聴覚の重複障害がある盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助者の派遣、生活訓練や相談支援を実施するとともに、支援者の育成を図るため、通訳・介助者の養成や資質向上のための研修を実施します。
- ・ 視覚障害のある人の自立と社会参加を促進するため、日常生活に必要な知識や技術を習得す

るための家庭生活教室や生活行動訓練を実施するとともに、視覚障害のある人の外出を支援する同行援護従業者を養成するための講習会を実施します。

(ウ) 身体障害者補助犬の普及啓発

- ・ 身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付や啓発を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。

(エ) 交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備

- ・ 手話や筆談など聴覚障害のある人とのコミュニケーションや障害の理解に関する講習会を定期的に実施し、障害のある人が警察職員に相談等がしやすい環境の整備を進めます。

(オ) 県民の生涯学習の環境整備

- ・ 滋賀県学習情報提供システム「におねっと」を活用し、県内様々な学習情報を一元化し、県民の主体的な生涯学習を支援します。

(3) 本人活動や地域における交流活動を豊かにするために

① 障害のある人の本人活動や交流への支援

(ア) 本人活動の支援【重点的取組】

- ・ 障害のある人自身が運営する会議やイベントなどの本人活動を支援し、多様な社会体験をすることによる自己実現や、社会への参画を更に促進します。
- ・ 同じ障害のある人による支援活動（ピアサポート）を促進します。

(イ) 地域における交流の促進

- ・ 障害のある人と高齢者や子ども、地域の人たちが自然に集いふれあいながら、身近な地域での日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりを進めます。

(ウ) ボランティア活動の促進

- ・ 県民のボランティア活動が一層促進されるよう、ボランティア活動の情報提供を行い、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりを進め、障害のある人の地域生活を応援します。

(エ) 県民の社会貢献活動の環境整備

- ・ ポータルサイト「協働ネットしが」を活用した情報発信や公益財団法人淡海文化振興財団事

業を通じて、県民の主体的な活動を支援します。

6. 重点的取組および活動目標等一覧

(1) 重点的取組一覧

	項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	ページ
1. 共生社会づくり	(1)①障害者差別の解消と障害者理解の促進	(ア)障害者差別解消法の周知、「障害の社会モデル」の啓発	差別解消に関する講座の実施回数 66回/年	24
		(イ)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施		24
		(ウ)差別解消のためのネットワーク構築		24
	(1)②権利擁護の推進	(エ)成年後見制度の利用促進		27
	(2)①意思決定支援の推進	(イ)障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成	意思決定支援に関する研修修了者数 200人(3年間累積)	28
	(3)①県と市町の連携による意思疎通支援の充実	(ア)手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討	条例制定に向けた検討を進める	28
2. ともに暮らし	(4)②交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化	(イ)交通安全施設等のユニバーサルデザイン化	駅のバリアフリー化率(乗客1日3千人以上):100%	33
	(1)①地域における住まいの場の確保	(ア)グループホームの整備促進	(集計中)人分	35
	(1)②障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実	(ア)地域生活への移行の促進	(集計中)人 (R3年度～R5年度の累積) ※市町における目標人数の総数	36
		(カ)地域生活支援拠点等の整備	各市町または各圏域に少なくとも1つ確保および機能の充実	37
	(1)③地域生活を支える相談支援体制の充実	(エ)福祉圏域における総合的、専門的な相談支援体制の充実	各市町または各福祉圏域において、体制を確保	39
		(カ)相談支援専門員の養成および育成	計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数 (集計中)人	40
	(1)④新型コロナウイルス等感染症への対策について	(カ)障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス等感染対策への支援	各事業所が感染症に適切に対応できる	41
		(イ)障害のある人が新型コロナウイルス等の感染等により生活困難な状況になった場合の支援	障害のある人が在宅生活を継続できる	
		(ウ)新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対するこころのケア	感染者、家族、医療従事者等の不安を和らげる	
	(2)①重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実	(ウ)障害特性に応じた相談支援体制の充実	各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備	44
	(2)②行動障害のある人への支援の充実	(ア)地域支援基盤の充実	強度行動障害のある人が地域生活を継続できる基盤を充実させる	44

3. ともに育ち、学び		(イ)支援人材の養成および育成	強度行動障害支援者養成研修 基礎研修修了者数：180人／年 実践研修修了者数：120人／年	45
	(2)③発達障害のある人への支援の充実	(ウ)支援にかかわる人材の育成	1. 発達障害者支援センターによるコンサルテーション：750件 2. 認定発達障害者ケアマネジメント支援事業による福祉圏域関係機関へのコンサルテーション：2,000件	46
		(エ)家族への支援の充実	ペアレントメンターの人数：50名	46
	(2)⑤高次脳機能障害のある人への支援の充実	(ア)圏域における支援体制の充実	高次脳機能障害専門相談支援員研修 修了者数：30名（累積）	50
	(2)⑦高齢障害者への支援の充実	(イ)共生型サービスの普及	制度の普及と必要に応じた整備を進める	51
	(2)⑨ひきこもり状態にある人への支援の充実	(イ)ひきこもり支援センターの強化	専門的助言等を行う機能の強化	52
		(エ)教育との連携強化	県と市町、福祉と教育の間の情報共有等の仕組みを整える	53
	(3)①障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実	(オ)精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実 ■依存症（アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症等）	専門医療機関、依存症治療拠点機関、相談拠点が機能強化される	56
	(4)①防災体制の充実	(イ)災害時要配慮者の避難支援	災害時の避難行動について実効性のある個別計画が作成される	62
	(5)①サービス提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成	(カ)相談支援専門員の養成及び育成	計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数（集計中）人	64
		(ウ)行動障害のある人への支援人材の養成および育成（再掲）	強度行動障害支援者養成研修 基礎研修修了者数：180人／年 実践研修修了者数：120人／年	64
	(5)②滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進	(ア)多様な人材層の参入促進	支援人材の確保	65
		(ウ)職場定着および人材育成	職場定着の促進	65
	(1)②重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化	(ア)サービス提供体制の整備促進	重心・医療的ケア児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス事業所について、各市町または各福祉圏域において1カ所以上確保	69
		(イ)市町等における関係機関の協議の場の設置およびコーディネート機能の確保	各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備	69
	(1)③ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化	(イ)福祉等関係機関と教育機関との連携	個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備	71
	(2)①切れ目のない指導・支援	(ア)個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用	個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率：共に100%	72
	(3)①教育と福祉の連携推進	(ア)教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置	教育と福祉の連携の推進を図る	80

4. 就業支援	(1)②雇用の場の確保および拡大	(ア)雇用の場の確保	職場開拓による雇用の場の充実	82
	(1)③就労移行支援と職場定着支援の充実	(ア)就労支援を行う職員の意識及び支援技術の向上		83
		(エ)就労が定着するための支援	福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：70%	84
	(2)②就労収入の向上	(ア)就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得等の支援	平均工賃月額 30,000 円以上の就労継続支援 B 型事業所の全体に占める割合：30%	86
		(イ)障害福祉就労施設等への発注促進		
5. 福祉活動	(4)①働き・暮らし応援センター等をはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実	(ア)地域における就労支援システムの充実	地域における支援体制の充実	88
	(1)①障害のある人のスポーツの推進	(ア)第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた環境整備等	障害者スポーツ県大会の参加人数：1,000 人以上	90
	(1)②障害のある人の文化・芸術活動の推進	(イ)造形活動への参加促進と発表機会の充実	障害者アート公募展の応募者数：300 人	92
	(1)③障害のある人の読書活動の推進	(ア)読書におけるバリアフリーの推進	「読書バリアフリー法」に基づいた県計画の策定	93
	(3)①障害のある人の本人活動や交流への支援	(ア)本人活動の支援	ピアサポート活動の充実	95

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

領域	指 標		令和元年度実績	目標	備考
共生のまちづくり	差別解消に関する講座の実施		66 回／年	<R5年度目標> 50 回／年	新規項目 重点的取組
	障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけの実施		7 市で整備済み (R2.3 時点)	<R8年度目標> 未設置の全市町への働きかけ (毎年度)	新規項目
	地域アドボケーター、市町担当者、県による圏域ごとの情報交換会の実施		年 1 回	<R8年度目標> 毎年度 1 回	新規項目
	意思決定支援に関する研修修了者数		—	<R5年度目標> 150 人 (R3～R5 年度累積)	新規項目 重点的取組
	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数		8,810 回	<R8年度目標> 12,400 回／年	—
	視覚障害者 IT 相談支援件数		351 件	<R8年度目標> 440 件／年	—
	IT サロン利用者数		1,592 人	<R8年度目標> 2,210 人／年	—
	駅のバリアフリー化率（乗客 1 日 3 千人以上）		88.9%	<R5年度目標> 100%	重点的取組
ともに暮らす	障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率		65.0%	<R8年度目標> 100%	—
	強度行動障害支援者養成研修修了者数		基礎：137 人 実践：112 人	<令和5年度目標> 基礎：180 人／年 実践：120 人／年	重点的取組
	高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数		110 人 (H27～R1 年度累積)	<R5年度目標> 30 人 (R3～R5 年度累積)	—
	難病患者支援従事者向け研修受講者数 ① 難病医療連携協議会 ② 保健所		98 名 288 名	<R5年度目標> 210 名／年 180 名／年	保健医療計画
	難病患者および家族向け講演会・交流会受講者数 ① 難病相談支援センター ② 保健所		1,053 名 677 名	<R5年度目標> 570 名／年 910 名／年	保健医療計画
	医療的ケア児者のレスパイト入院受入れ可能病院および医療型短期入所可能事業所		6 / 7 圏域	<R5年度目標> 各二次保健医療圏域に 1 か所以上整備	保健医療計画
	医療的ケア児者への訪問診療可能な診療所		<H29 年度実績> 42 診療所	<R5年度目標> 各二次保健医療圏域に 現在数以上整備	保健医療計画
	小児在宅支援の受入れ可能な訪問看護ステーション		71 施設		
ともに学び・育つ	「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小	97.1%	<R5年度目標> 100%	第3期滋賀県 教育振興基本 計画
		中	97.1%	100%	
		高	91.2%	100%	

	「個別の教育支援計画」を作成している 児童生徒の割合	小	87.5%	<R5年度目標> 100%	第3期滋賀県 教育振興基本 計画
		中	84.5%	100%	
		高	79.1%	100%	
ともに働く	農業と福祉との連携による新たな取組件数		20 件	<R5 年度目標> 35 件／年	滋賀県基本構 想実施計画
	県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数		7,619 人	<R8年度目標> 10,000 人／年	—
	働き・暮らし応援センターで支援する在職者数		3,102 人	<R8年度目標> 4,300 人／年	—
	法定雇用率達成企業割合		55.7%	<R8年度目標> 70%	—
	平均工賃の月額が 30,000 円以上の就労継続支援 B 型事業所の全体に占める割合		12.8%	<R5 年度目標> 30%	重点的取組
ともに活動する	障害者スポーツ県大会の参加人数		708 人	<R4 年度目標> 1,000 人以上／年	第2期滋賀県ス ポーツ推進計画
	障害者アート公募展への応募者数		247 人	<R8 年度目標> 300 人／年	—

(3) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る目標一覧

項 目		令和元年度実績	令和5年度目標	備 考
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	①福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数	12 人	46 人 (R3年度～R5年度の累積)	※市町における目標人数の総数
	②県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設を除く）	989 人	999 人	※県外施設入所者や在宅生活困難者の受入れを行えるよう、H29年時の定員数を維持
	③県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数	4 人 (H30年度～R1年度の移行者数累積)	10 人（暫定値） (R3年度～R5年度の累積)	県独自項目 ※市町における目標人数の総数 ※R元年度末の県外入所者の実人数：166 人
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	—	316 日	新規項目
	②精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数	808 人	749 人	—
	③精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数	358 人	292 人	—
	④精神科入院後 3 か月時点の退院率	72% (H29 年度実績)	73%	—
	⑤精神科入院後 6 か月時点の退院率	88% (H29 年度実績)	89%	—
	⑥精神科入院後 1 年時点の退院率	93% (H29 年度実績)	94%	—
3 地域生活支援拠点等有する機能の充実		3 圏域（5 市）で整備済み	各市町または各圏域に少なくとも 1 つ確保する。確保済みの場合は機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。	—
4 福祉施設から一般就労への移行等	①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和 5 年度中に一般就労に移行する者	全体：169 人 就労移行支援：79 人 就労継続支援 A 型：26 人 就労継続支援 B 型：51 人	全体：215 人 就労移行支援：103 人 就労継続支援 A 型：33 人 就労継続支援 B 型：63 人	—
	②福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合	—	70%	新規項目
	③就労定着支援事業所ごとの就労定着率（過去三年間の就労定着支	64.3%	R5 年度における就労定着率が 8 割以上の事業所を 7 割以上とする	—

	援の総利用者数の内前年度末時点の就労定着者数の割合)			
5 障害児支援の提供体制の整備	①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	5圏域において11か所の整備済	児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能について各市町または各福祉圏域に1カ所以上整備	—
	②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	5圏域において18か所の整備済	全市町で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	—
	③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	—	児童発達支援センター等と県立聾話学校や小児保健を担当する医療機関等との連携を促進し、難聴児支援のため体制を確保に向けた取組を進める	新規項目
	④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	5圏域において18か所の整備済	各市町または各圏域に少なくとも1カ所以上確保	—
	⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	11市町において設置済み	各市町または各福祉圏域に少なくとも一つ設置	—
	⑥医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる体制の整備	—	各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備	新規項目
6 相談支援体制の充実・強化	①総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制を強化する体制	—	各市町または各福祉圏域において、体制を確保	新規項目
	②主任相談支援専門員の配置	—	34人	新規項目 県独自項目
7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築		—	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を各市町において構築	新規項目

(4) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項 目		令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込	備考
1 福祉施設から一般就労への移行等	①就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	178 人	189 人	199 人	R 元年度実績： 156 人
	②障害者に対する職業訓練の受講者数	95 人	100 人	105 人	R 元年度実績： 3 人
	③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	277 人	294 人	310 人	R 元年度実績： 244 人
	④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	103 人	109 人	115 人	R 元年度実績 119 人 ※就労定着支援等の利用を希望しない者など等を想定
	⑤公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	68 人	69 人	70 人	R 元年度実績： 66 人
2～6 障害福祉サービス等の見込み量	各障害福祉サービスの見込み量は別項に表記				※市町計画の積み上げ
7 発達障害者に対する支援	①地域の支援体制の課題の把握および対応についての検討を行うために必要な協議の場の開催回数	2回/年	2回/年	2回/年	R 元年度実績： 3 回
	②発達障害者支援センターによる相談支援件数	1,000 人 (8,000 件)	1,000 人 (8,000 件)	1,000 人 (8,000 件)	R 元年度実績： 1028 人
	③発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジャーの関係機関への助言件数 (ア)発達障害者支援センター (イ)認証発達障害者ケアマネジャー	750 件 2,000 件	750 件 2,000 件	750 件 2,000 件	R 元年度実績： (ア)672 件 (イ)1,730 件
	④発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (ア)発達障害者支援センター (イ)認証発達障害者ケアマネジャー	140 回 18 回	140 回 18 回	140 回 18 回	R 元年度実績： (ア)130 回 (イ)14 回
	⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	35 名	35 名	35 名	新規項目
	⑥ペアレントメンターの人数	30 名	40 名	50 名	新規項目
	⑦ピアサポートの活動への参加人数	30 名	40 名	50 名	新規項目
	⑧発達障害者支援センターによる相談において、市町と協働して関わった割合	25%	30%	35%	新規項目 県独自項目

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助利用者数 (ア)地域移行支援 (イ)地域定着支援 (ウ)共同生活援助 (エ)自立生活援助	(ア)16人 (イ)17人 (ウ)244人 (エ)15人	(ア)16人 (イ)18人 (ウ)264人 (エ)16人	(ア)17人 (イ)20人 (ウ)284人 (エ)17人	新規項目 ※市町計画の積み上げ
9 相談支援体制の充実・強化のための取組	①計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数	187人 (暫定値)	193人 (暫定値)	203人 (暫定値)	新規項目 県独自項目 ※市町見込みの積み上げ
10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	24人 (暫定値)	24人 (暫定値)	24人 (暫定値)	新規項目 ※県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への各市町職員1名以上の参加
	②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	21回 (暫定値)	21回 (暫定値)	21回 (暫定値)	新規項目
	③指導監査結果の関係市町村との共有	1	1	1	新規項目

(5) 障害福祉サービス等の見込量（暫定値）

県全体および各福祉圏域別の必要な障害福祉サービス等の見込量は以下のとおりです。

滋賀県全体

○訪問系サービス

種 類	R3 年度	R4 年度	R5 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	72942 時間 3763 人	76401 時間 3901 人	79875 時間 4052 人

○日中活動系サービス

種 類	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	49495 人日分	51059 人日分	52713 人日分
	2875 人	2938 人	3003 人
自立訓練（機能訓練）	780 人日分	757 人日分	906 人日分
	140 人	55 人	68 人
自立訓練（生活訓練）	2883 人日分	2955 人日分	2775 人日分
	237 人	229 人	231 人
就労移行支援	5659 人日分	6076 人日分	6552 人日分
	468 人	496 人	526 人
就労継続支援（A型）	11735 人日分	12572 人日分	13472 人日分
	844 人	750 人	801 人
就労継続支援（B型）	55285 人日分	57942 人日分	60602 人日分
	3477 人	4610 人	3775 人
就労定着支援	185 人	229 人	264 人
療養介護	739 人	773 人	806 人
短期入所（福祉型）	3921 人日分	4052 人日分	4190 人日分
	913 人	936 人	960 人
短期入所（医療型）	376 人日分	395 人日分	415 人日分
	81 人	85 人	90 人

○居住系サービス

種 類	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自立生活援助	30 人	37 人	44 人
共同生活援助	2245 人	2364 人	2484 人
施設入所支援	1488 人	1489 人	1477 人

○相談支援

種 類	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援	6184 人	6451 人	6748 人
地域移行支援	26 人	27 人	31 人
地域定着支援	23 人	25 人	28 人

○障害児通所支援

種 類	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援	29646 人日分	32704 人日分	35976 人日分
	1233 人	1457 人	1550 人
医療型児童発達支援	113 人日分	135 人日分	190 人日分
	20 人	23 人	28 人
放課後等デイサービス	34204 人日分	42163 人日分	52533 人日分
	4393 人	5184 人	6225 人
保育所等訪問支援	194 人日分	208 人日分	222 人日分
	185 人	195 人	204 人
居宅訪問型児童発達支援	25 人日分	25 人日分	54 人日分
	11 人	11 人	14 人

○障害児入所支援

種 類	R3 年度	R4 年度	R5 年度
福祉型障害児入所施設	110 人	110 人	110 人
医療型障害児入所施設	25 人	25 人	25 人

○障害児相談支援

種 類	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害児相談支援	2627 人	2825 人	3048 人